



第5章

推進体制

① 推進体制と進捗管理

(1) 県の推進体制

当指針に基づき、多文化共生施策を計画的かつ総合的に推進します。

また、関係部局等にて構成する「外国人材の受入れ・共生に関する連絡会議」において情報共有や施策の進捗管理を行います。

加えて、関係機関等へのヒアリングを必要に応じ実施し、ニーズや課題を把握していきます。

(2) 県・市町の連携強化と進捗管理

当指針に基づき、多文化共生の取組を県や市町等が連携して推進するため、県、市町、県国際交流協会、及び有識者等が構成員となる「山口県多文化共生推進協議会」を設立します。

当協議会では、指針に掲げる施策の進捗状況について整理・評価を行い、今後の施策推進に当たっての協議等を実施するとともに、必要に応じて、施策の改善や、県と市町、または市町間の連携を促します。

② 各主体の役割

(1) 県

多文化共生推進指針の策定や周知を通じて、市町や関係機関と連携しながら、多文化共生の意識啓発に努めます。

当指針に基づき、庁内各部局に加え、市町や関係機関等と連携・協働し、必要な施策を着実に推進するとともに、各主体の施策の進捗状況を把握します。

広域の地方公共団体として、市町に対し、国の動向や他自治体の先進的な取組などの情報提供、先導的な取組の実施等をはじめ、必要な支援を行い、取組を促進します。

また、市町の実情等の把握や他の自治体との課題の共有等に取り組み、国に対して必要な要望を行います。

(2) 市町

外国人県民の最も身近な行政機関として、必要な施策を着実に推進します。その際、市町組織内の関係部局や、地域の外国人住民に関わる関係機関や団体等のほか、必要に応じて他の市町や県、県国際交流協会等と連携・協働を図ります。

また、地域の実情に応じて、多文化共生推進に関する指針・計画を策定します。

多文化共生推進担当部局は、住民基本台帳等の活用により、地域の外国人住民の在住状況を把握し、外国人住民のニーズに基づいた施策を実施するよう努めます。

(3) 県国際交流協会

地域国際化協会として、県や市町、他の関係機関と連携して、県域における多文化共生の推進に取り組みます。

(4) 企業

外国人労働者等が、安心して働くことができ、県内企業への定着が進むよう、人権の尊重や労働関係法令の遵守などに取り組むとともに、生活面のサポートの充実や日本語学習機会の提供などの環境整備を促進することが期待されます。

(5) 関係機関、関係団体、大学や学校等

県や市町、県国際交流協会、企業、地域等と連携し、国の動向も踏まえながら、多文化共生の推進に取り組むことが期待されます。

(6) 県民

企業や学校、地域など、様々な外国人県民との交流の機会を通じ、互いの文化的違いを認め合い、互いを理解し尊重し合うことが期待されます。

また、外国人県民の地域での交流や活躍、社会参画が進むよう、顔の見える関係性づくり、お互いが住民として助け合う地域づくりを行うことが期待されます。

山口県多文化共生推進指針策定委員会 委員等名簿（敬称略）

○委員等

区分	氏名	所属
委員長	岩野 雅子	公立大学法人山口県立大学 副学長
委員	永井 涼子	国立大学法人山口大学国際総合科学部 准教授
	財満 俊夫	ながと日本語クラブ 代表
	松井 芳郎	防府市立中関小学校 非常勤講師（日本語指導担当）
	國分 辰男	株式会社丸久 常務取締役人事能力開発部長兼女性活躍推進担当
	西山 一夫	山口県外国人技能実習生受入組合協議会 会長
	山本 晴菜	山口市こども未来部子育て保健課 母子保健担当保健師
	大河原 修	社会福祉法人山口県社会福祉協議会地域福祉部 部長
	三浦 房紀	国立大学法人山口大学 名誉教授、大学研究推進機構特命教授（研究）
	大田 ナム	株式会社 BetoYama 代表取締役
	松浦 和子	特定非営利活動法人ほうふグローバルネット 代表理事
	上田 優作	宇部市観光スポーツ文化部観光交流課 課長
高橋 博史	公益財団法人山口県国際交流協会 専務理事	

○アドバイザー

氏名	現職
田村 太郎	一般財団法人ダイバーシティ研究所 代表理事



山口県多文化共生推進指針

～山口県で暮らす日本人と外国人が
共に活躍できる地域社会の実現に向けて～

令和5年（2023年）12月

山口県観光スポーツ文化国際課

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

TEL 083-933-2340

FAX 083-933-2358

この指針は、一般財団法人自治体国際化協会の助成を受けて作成しました。

